

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

種畜証明書の交付

保安林予定森林

解除予定の保安林

土地改良区の定款の変更の認可

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定(二
件)

土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

自衛官の募集

◇ 公 告 狩猟者講習会の開催

昭和五十一年度砂利採取業務主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------|---------------------|------------|
| 加藤医院佐治分院 | 八頭郡佐治村加瀬木 一三〇〇番地 | 昭和五十一年六月一日 |

鳥取県告示第四百九十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|------|---------------------|------------|
| 加藤医院 | 八頭郡佐治村加瀬木 一三〇〇番地 | 昭和五十一年四月七日 |

鳥取県告示第五百号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八條第一項の規定に基づき、同法第四條第一項の規定に基づき、同法第四條第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があつたので、同法第八條第二項の

規定により告示する。

昭和五十一年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 種畜証明書番号 | 名 | 前 | 品種 | 生年月日 | 産地 | 血父 | 母 | 統 | 級別 | 飼養者の住所又は所在地及び氏名又は名称 | | | | | |
|-----------|------|------|------|----------|---------|------|----|--------|----|---------------------|----|---------------------|----|-----------------|---|
| 第五一鳥取県第一号 | 裕 | 星 | 黒毛和種 | 四二、八、二 | 日野郡日南町 | 裕 | 豊 | あ | お | ば | 一級 | 鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場 | | | |
| 第二号 | 北 | 気 | 高 | 四五、七、二七 | 八頭郡智頭町 | 気 | 高 | 第六十きたお | | | " | " | | | |
| 第三号 | 東 | 高 | " | 四六、一二、七 | 八頭郡八東町 | " | " | す | み | | " | " | | | |
| 第四号 | 城 | 桜 | 14 | 四九、一一、三〇 | 東伯郡赤碓町 | 但 | 馬 | ふ | さ | よし | は | な | 級外 | " | |
| 第五号 | ローザフ | テキサル | パイン | 四三、一一、二二 | " | ローザフ | サイ | テイ | シ | ョ | ン | ア | ール | 二級 | " |
| 第六号 | パイン | ラグ | アツ | 四五、九、二七 | " | ポンド | ヘイ | ブ | ラ | グ | アツ | " | " | " | |
| 第七号 | カード | ア | シンボル | パイン | 四八、一、二〇 | " | " | ホ | ワ | イ | ト | バ | ーチ | " | " |
| 第八号 | 寿 | 高 | 黒毛和種 | 五〇、四、二七 | 八頭郡智頭町 | 東 | 高 | や | ま | やす | 級外 | 八頭郡用瀬町 福本正一 | | | |
| 第九号 | 国 | 平 | 繁 | 五〇、四、一〇 | " | " | " | 第 | 13 | ひ | ら | し | げ | 一級 | " |
| 第十号 | 山 | 常 | 雄 | 五〇、三、二五 | 気高郡気高町 | 豊 | 参 | い | の | つ | ね | お | 級外 | 気高郡気高町 山田辰美 | |
| 第十一号 | 喜 | 代 | " | 五〇、二、二〇 | 八頭郡智頭町 | 南 | 高 | さ | つ | き | " | " | 級外 | 八頭郡智頭町 谷口喜代治 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|----------|--------|----------|---------|---------|----------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 第一〇号 | 第二〇号 | 第一九号 | 第一八号 | 第一七号 | 第一六号 | 第一五号 | 第一四号 | 第一三号 | 第一二号 | 第一号 | 第二号 | 第三号 | 第二四号 | 第二五号 | 第二六号 |
| 藤正高 | 代野原 7 | 郡久 | 氣高百合 | 龜氣高 | 山喜 | 第2花山 | 谷藤 | 第2神修 | 用金 | 因幡菊 | 清水 | 平茂 | 山国 | 西 | 西 |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " |
| 五〇、四、二二 | 五〇、五、二八 | 五〇、一、一〇 | 四九、一〇、一二 | 五〇、五、一 | 四八、一二、一五 | 四八、八、五 | 五〇、一、五 | 四九、一二、三一 | 四九、一〇、一九 | 四九、九、一 | 四九、七、一五 | 四九、七、二二 | 四九、一、一一 | 五〇、四、二六 | 四九、一、一一 |
| 八頭郡智頭町東 | 八頭郡日南町裕 | 八頭郡家町氣 | 西伯郡岸本町 | 八頭郡船岡町 | 八頭郡八東町 | 東伯郡東伯町花 | 八頭郡船岡町氣 | 岩美郡岩美町 | 八頭郡家町第5氣高 | 八頭郡智頭町北氣高 | 氣高郡鹿野町氣 | 八頭郡智頭町北氣高 | 岩美郡岩美町 | 八頭郡河原町氣 | 岩美郡岩美町 |
| 高 | 吉 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 |
| かわふじた | すき | まつお | ゆりひめ | てつじ | きよはる | はつかど二 | ゆたくに | とおる | ゆたくに | やすこ | ゆきひで | もといち | やまやす | のぐち | 第六たにふじ |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " |
| 倉吉市上余戸 | 倉吉市上余戸 | 倉吉市上余戸 | 倉吉市今在家 | 倉吉市上吉川 | 倉吉市上吉川 | 東伯郡東伯町 | 八頭郡岩美町 | 岩美郡岩美町 | 八頭郡智頭町 | 八頭郡智頭町 | 八頭郡船岡町 | 八頭郡智頭町 | 八頭郡家町 | 八頭郡智頭町 | 八頭郡船岡町 |
| 元春 | 元春 | 元春 | 藤井一 | 戸忠 | 戸忠 | 尾晃 | 村重郎 | 村重郎 | 秀夫 | 秀夫 | 秀夫 | 秀夫 | 秀夫 | 秀夫 | 秀夫 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------|--------|----------|--------|---------|----------|---------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|----------------|
| 第四〇号 | 城芳 | 但馬 | 豊田 | 富士寿恵6 | 福光 | 野雪六 | 春霜 | 初光 | 伯豊 | 気高富士 | 裕徳 | 金高 | 第2花郷 | 高栄 |
| 第四一号 | 豊徳14 | 城芳14 | 但馬 | 豊田 | 富士寿恵6 | 福光 | 春霜 | 初光 | 伯豊 | 気高富士 | 裕徳 | 金高 | 第2花郷 | 高栄 |
| 四九、一〇、二二 | 四九、一〇、二二 | 四七、二、三 | 四五、一二、二五 | 四四、五、一 | 四三、八、一六 | 四一、一二、一六 | 三九、四、六 | 四二、六、一〇 | 四六、七、二〇 | 四七、一、二六 | 四七、一、二〇 | 四八、二、二五 | 四八、五、二 | 四八、六、二〇 |
| 東伯郡赤碕町 | 東伯郡赤碕町 | 兵庫県 | 広島県 | 岡山県 | 西伯郡岸本町 | 東伯郡赤碕町 | 日野郡溝口町 | 日野郡江府町 | 日野郡日南町 | 八頭郡家町 | 八頭郡智頭町 | 八頭郡八東町 | 二倉吉市 | 西伯郡西伯町 |
| 但馬 | 但馬 | 城麻 | 第十一桑垣内 | 新愛 | 第六吉花 | 野村十一 | 第三十三東豊 | 裕豊 | 福気高 | 裕豊 | 北気高 | 花郷 | 南高 | |
| やまなか | むらしも12 | あいこ | 第七かきざこ | ふじすえ | ひさばやし | あさゆき | かわまつ | たから第二 | すぎ一 | よしひさ | ふみこ | しげこ | さかで | 第五たみ |
| 一級 | 一級 | 二級 | 二級 | 二級 | 二級 | 二級 | 二級 | 一級 | 一級 | 一級 | 一級 | 一級 | 一級 | 一級 |
| | | | | | | | 東伯郡赤碕町 農林省鳥取種畜牧場 | 東伯郡赤碕町 高力稔二 | 倉吉市北野 増井節雄 | 倉吉市福本 松島和昭 | 倉吉市別所 松井光雄 | 東伯郡関金町 小林鉄治 | 東伯郡東伯町 斉尾晃 | 東伯郡三朝町 西村節夫 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------------|--------------|--------------|----------------|---------------------|---------------|----------------|--------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第五六号 | 第五五号 | 第五四号 | 第五三号 | 第五二号 | 第五一号 | 第五〇号 | 第四九号 | 第四八号 | 第四七号 | 第四六号 | 第四五号 | 第四四号 | 第四三号 | 第四二号 |
| 幹山 | 辰高 | 栄貞 | 優山 | 高山 | 栄豊 | 第五大山 | 第2光 | クレンプ ルセダー | ロイブルツク チャージヤ | ロイブルツク チャージヤ | ロイマンデール ローヤルプリン | ロイマンデール ローヤルプリン | ロイマンデール ローヤルプリン | ロイマンデール ローヤルプリン |
| " | " | " | " | " | " | " | 黒毛和種 | " | " | " | " | " | ホルスタ イン種 | " |
| 四六、七、二一 | 五〇、五、二五 | 四九、一、二五 | 五〇、二、一五 | 五〇、三、三〇 | 四四、九、一〇 | 四七、三、一 | 四九、一、二〇 | 四八、六、九 | 四七、九、二六 | 四六、一、二、一六 | 四四、九、一九 | 四三、四、二四 | 四一、三、一六 | 四九、一、二、九 |
| 西伯郡西伯町南 | " | 西伯郡岸本町栄 | 西伯郡淀江町栄 | 米子市尾高栄 | 西伯郡西伯町政 | 米子市美吉気 | 米子市日下栄 | 東伯郡赤碕町 | カナダ | 東伯郡赤碕町 | カナダ | 米 国 | カナダ | " |
| 高 | " | 高 | 豊 | 高 | 光 | 高 | 高 | ローヤル プリン | ロイブルツク スターライト | ロイブルツク スターライト | ソニマローヤル プリン | アイ・バン ホール | ソニリー テクサル | 野 雪 六 |
| あきぎく | かずえい | さだひめ | あかい | いくたけ | よしじ | かじはな | はないさみ | ポンドラ グアツ | ロイブルツク リオン | ロイブルツク リオン | マキシム マキシム | ラベール カス | ポンド ヘイブン | あさとみ12 |
| 二級 | 級外 | 一級 | " | 級外 | " | 一級 | " | " | " | " | " | 二級 | " | " |
| 米子市別所 横山恒則 | 境港市外江町 輝栄 | 米子市両三柳 晴二 | 西伯郡日吉津村 計 | 西伯郡淀江町 渡辺光雄 | 西伯郡淀江町 淀江町農業協同組合 | 西伯郡大山町 船原典 | 西伯郡大山町 野口正博 | " | " | " | " | " | 東伯郡赤碕町 鳥取県種畜場 | " |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|-----------|-----------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------|---------------------|
| 第七〇号 | 第六九号 | 第六八号 | 第六七号 | 第六六号 | 第六五号 | 第六四号 | 第六三号 | 第六二号 | 第六一号 | 第六〇号 | 第五九号 | 第五八号 | 第五七号 |
| 勝 勇 | 栄 高 | 恩 田 | 西 気 高 | 南 高 | 第2南 高 | 5048 スコットモダン ロージー 3-3 | グラバー 44-3 | 244 ペインペライン ベストール 8-8 | 4177 レツドパインズ セフエインシンザー 4-8 | 4138 レツドパインズ ガナクバール 8-7 | 4234 ベアランダー ダークアジー 5-7 | 3028 ロナポール 3-6 | アルノギルピア |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 黒毛和種 | 〃 | 〃 | ヤンプシ ハンブ種 | 〃 | 大ヨーク シヤ種 | 〃 | 〃 | ランドレ イス種 |
| 五〇、五、六 | 四六、三、一 | 四九、六、二 | 四九、一、一五 | 四四、三、一四 | 四一、一二、一五 | 五〇、三、一二 | 四八、三、九 | 四七、八、一二 | 四九、八、二五 | 四九、七、一六 | 四九、七、五 | 四八、六、二 | 四六、四、一二 |
| 西伯郡岸本町 | 米子市美吉 | 西伯郡会見町 | 西伯郡岸本町 | 岩美郡岩美町 | 西伯郡会見町 | 米子市 | 米国 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 米子市 | オランダ |
| 栄 高 | 気 高 | 南 高 | 〃 | 気 高 | 南 高 | スコット 38-2 | グラブラー | インペラ | 33セフエンジム シーザー 3 | 1209 エバクローブ エバクローブ 2-12 | 2015 ミンクベアランダー ピツカー 8-2 | タバーリアネ 4918 | アルノ |
| た み | かじはな | こうりゆう | たかしま | 第四うのこへい | ゆたか | モダンロージー | ビビアン 34-8 | シービーアイ | 2020 ンイエルマアネル 2-2 | 102 レツドパインズ アネルンド 4 | アジダー 794594 | ロナポール 76445 | ギルピア |
| 一級 | 特級 | 級外 | 二級 | 一級 | 二級 | 級外 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 二級 | 一級 | 特級 |
| 〃 | 西伯郡岸本町 加川 潔 | 〃 | 西伯郡西伯町 安部 貞紀 | 西伯郡西伯町 恩田 官一 | 西伯郡西伯町 前谷 光久 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 米子市西三柳 鳥取県中家畜試験場 |

| | | | | | | | | |
|------|-------|---|----------|---------------|---|--------|----|--------------|
| 第七一号 | 豊 殿 | " | 四八、一一、八 | 八頭郡智頭町 裕 | 豊 | 第五たつきん | 二級 | 日野郡溝口町 清水保五郎 |
| 第七二号 | 裕 吉 | " | 四五、一一、一五 | 日野郡江府町 " | | おおか二 | 一級 | 日野郡江府町 長尾寛史 |
| 第七三号 | 長 瀬 6 | " | 四九、五、一四 | 日野郡溝口町 裕 | 吉 | なかはな | 級外 | 日野郡江府町 川野上清 |
| 第七四号 | 第7長瀬 | " | 五〇、五、二六 | " | " | " | " | " |
| 第七五号 | 新 高 | " | 四八、一、二五 | 西伯郡西伯町 気 | 高 | 第2やよい | 二級 | 日野郡日南町 山崎明一 |
| 第七六号 | 太 洋 | " | 四八、一、二 | " | 高 | いなづま | " | 日野郡日野町 松本勝美 |
| 第七七号 | 裕 豊 | " | 三七、六、八 | 日野郡江府町 第三十三東豊 | | 第三うづき | 一級 | 日野郡日野町 大下勅雄 |
| 第七八号 | 森 氣 高 | " | 四八、一一、二 | 岩美郡岩美町 気 | 高 | か つ | 二級 | " |
| 第七九号 | 第8裕豊 | " | 四九、五、二 | 西伯郡岸本町 裕 | 豊 | まえた | 級外 | " |

鳥取県告示第五百一号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字道江二〇八九、二〇九一、大字由良宿字西

浜一九五四の四、一九五四の四二

(二) 指定の目的

潮害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計

画で定める標準伐期齡以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

一の(一)に同じ。

(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

一の(三)に同じ。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字早稲田二〇七四、二〇七六の一、字道江二〇

八二から二〇八六まで

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、丹比土地改良区の定款の変更を昭和五十一年六月二十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四号

昭和五十一年五月十日付けで天神野土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(中田地区農業用排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年六月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川五二ノ一番地 天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五号

昭和五十一年五月十日付けで大原土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（大原地区農道舗装）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年六月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市大原六〇七
六〇八合併番地

大原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（福部地区畑地かんがい）事業の変更計画を定めたので、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年六月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七号

昭和五十一年五月二十六日付けで国府町から申請のあつた土地改良（楠城地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年六月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十一年度第二次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十一年七月一日から昭和五十一年九月三十日まで

二 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定

する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第92号）第7条の2第1項の規定に基づき、昭和51年度狩猟者講習会を次のとおり開催する。

昭和51年6月29日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者で狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和47年度以降の狩猟者講習会の修了証明書を有する者は除く。

2 開催の方法

(1) 経験者課程

ア 甲種の講習を受けようとする者

昭和48年度から昭和50年度までの間に甲種の狩猟免許を受けた者

イ 乙種又は丙種の講習を受けようとする者

昭和48年度から昭和50年度までの間に乙種又は丙種の狩猟免許を受けた者

(2) 初心者課程

経験者課程の講習を受けようとする者以外の者

3 開催日時等

(1) 経験者課程

| 開催日 | 時間 | 講習会場 | 受講対象者 |
|-------|------|---------------------|----------------------|
| 8月20日 | 9時から | 八頭郡家町郡家八頭総合事務所大会議室 | 八頭郡に住所を有する者 |
| 8月24日 | " | 鳥取市東町鳥取県庁第2庁舎5階大会議室 | 鳥取市、岩美郡及び気高郡に住所を有する者 |
| 8月5日 | " | 倉吉市鷹城中部総合事務所講堂 | 倉吉市及び東伯郡に住所を有する者 |
| 9月3日 | " | 米子市稚町西部総合事務所講堂 | 米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者 |
| 9月6日 | " | 日野郡日野町根雨日野総合事務所大会議室 | 日野郡に住所を有する者 |

| | | | |
|-------|---|----------------|----------------------|
| 9月20日 | " | 米子市稚町西部総合事務所講堂 | 前記日程で受講できなかった者及び再受講者 |
| 9月27日 | " | 倉吉市鷹城中部総合事務所講堂 | " |

(2) 初心者課程

| 開催日 | 時間 | 講習会場 | 受講対象者 |
|------------|------|---------------------|----------------------|
| 7月22日及び23日 | 9時から | 日野郡日野町根雨日野総合事務所大会議室 | 日野郡に住所を有する者 |
| 7月27日及び28日 | " | 米子市稚町西部総合事務所講堂 | 米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者 |
| 8月3日及び4日 | " | 倉吉市鷹城中部総合事務所講堂 | 倉吉市及び東伯郡に住所を有する者 |
| 8月10日及び11日 | " | 鳥取市東町鳥取県庁第2庁舎大会議室 | 鳥取市、岩美郡及び気高郡に住所を有する者 |
| 8月18日及び19日 | " | 八頭郡家町郡家八頭総合事務所大会議室 | 八頭郡に住所を有する者 |
| 9月29日及び30日 | " | 鳥取市東町鳥取県庁第2庁舎5階大会議室 | 前記日程で受講できなかった者及び再受講者 |
| 9月21日及び22日 | " | 米子市稚町西部総合事務所講堂 | " |

4 講習科目

(1) 狩猟に関する法令

(2) 狩猟鳥獣の判別

(3) 猟具の取扱い

5 講習時間

経験者課程は、2時間30分とする。

初心者課程は、第1日目6時間、第2日目3時間の合計9時間とする。

6 考查
 経験者課程初心者課程とも講習修了後引き続き講習に係る事項を修得したかどうかを考查する。

7 受講申込方法
 所定の申込書に狩猟者講習手数料の額（経験者課程にあつては1000円、初心者課程のうち甲種に係るものにあつては1500円、乙種及び丙種に係るものにあつては2,000円）に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真をはり付けて、受講日の5日前までに所轄の地方農林振興局長に提出すること。

8 携行品
 (1) 受講申込みの際に配布したテキスト
 (2) 筆記用具

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和51年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。
 昭和51年6月29日
 鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験科目及び時間

| 試 験 科 目 | 試験の時間 |
|--|--------------|
| ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。） | 午前10時から12時まで |

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日
 昭和51年7月31日（土）
 (2) 試験の場所
 鳥取市西町二丁目331番地 鳥取市福祉文化会館

3 受験手続
 次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。

(1) 受験願書
 (2) 履歴書
 受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真
 手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法
 (1) 受験手数料 1,000円
 (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間
 昭和51年7月5日から昭和51年7月15日まで
 6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。